

第四日（六月二十四日）

第二回福生市議会定例会会議録（第九号）

平成四年六月二十四日福生市議会議場に第二回福生市議会定例会が開催された。

出席議員は次のとおりである。

一番	大野悦子君	二番	田村正秋君	三番	山下進君
四番	吉沢嘉翁君	五番	野口秀世君	六番	浜中輝夫君
七番	須金亮次君	八番	佐藤慶二君	九番	林田武君
十番	在原博君	十一番	松山清君	十二番	原敏子君
十三番	遠藤洋一君	十四番	小野沢久君	十五番	村野和一郎君
十六番	齋藤巽君	十七番	井上寅吉君	十八番	上野重勝君
十九番	堀川實君	二十番	指田保雄君	二十一番	東田正治君
二十二番	宮沢良一君	二十三番	仲村清信君	二十四番	赤星行人君

欠席議員は次のとおりである。

なし

欠員は次のとおりである。

なし

一 議会議事務局職員は次のとおりである。

議会議事務局長 古谷 正夫君 議事係長 島田 幸治君 臨時速記 大迫 嘩子君
事務補佐員

一 出席説明員は次のとおりである。

市 長	石川 彌八郎君	助 役	浅見 裕康君	収 入 役	内田 和雄君
教 育 長	来住野 和也君	市長公室長	坂本 昭君	企画財政部長	野沢 久人君
総務部長	森田 進君	市民部長	岩崎 好亮君	福祉部長	石川 和夫君
建設部長	佐藤 喜一郎君	都市整備部長	関口 清君	学校教育部長	矢崎 茂夫君
社会教育部長	小野 光朗君	監査委員長	町田 光輝君	選挙管理委員長	川辺 登茂次君
		事務局長			

一 本日の議事日程は次のとおりである。

平成四年第一回福生市議会定例会議事日程（第四日目）

開議日時 六月二十四日（水）午前十時

日程第一 議案第四十九号 福生市の休日定める条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第二 議案第五十六号 福生市職員の育児休業等に関する条例（審査報告）

日程第三 議案第五十号 福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第四 議案第五十一号 福生市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第五 議案第五十二号 福生市民会館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第六 議案第五十三号 福生市公民館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第七 議案第五十四号 福生市地域会館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第八 議案第五十五号 福生市体育館条例の一部を改正する条例（審査報告）

日程第九 議案第五十八号 平成四年度福生市一般会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十 議案第五十九号 平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）（審査報告）

日程第十一 議案第六十八号 築）請負契約

日程第十二 陳情第四一七号 無年金者の実態を調査すること及び最低保障年金の制度化を国に求める意見書提出の陳情書（審査報告）

日程第十三 陳情第四一七号 西多摩交通圏を個人タクシー認可地域とすることの陳情書（審査報告）

- 日程第十四 議案第七十号 福生市立熊川保育園建築工事請負契約
- 日程第十五 議案第七十一号 中央排水区H-I四その一工事請負契約
- 日程第十六 議案第七十二号 本町排水区H-I四その一工事請負契約
- 日程第十七 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について
- 日程第十八 議案第七十三号 西多摩地域を個人タクシー認可地域とすることに関する意見書
- 日程第十九 閉会中の継続審査申し出について
- 日程第二十 特定事件の継続調査について

午前十時 開議

○議長（赤星行人君） ただいまから平成四年第二回福生市議会定例会第四日目の会議を開きます。

○議長（赤星行人君） この際、報告事項がありますので、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。
（古谷議会議務局長報告）

- 一、意見書の受理について（別添参照）
- 二、追加議案の送付について（別添参照）

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

○議長（赤星行人君） 本日の議事運営については、議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 齋藤 巽君登壇）

○議会運営委員長（齋藤 巽君） 御指名をいただきましたので、去る六月十九日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして、御報告を申し上げます。

まず、第四日目の案件といたしましたは、新たに提出されました市長からの議案三件と諮問一件、それから議会側の意見書一件を日程に組ませていただきました。

そのほか本定例会第三日目に各委員会に付託され、結論づけられました案件と、閉会中の継続審査となり、委員会で結論づけられました案件の審査報告であります。

次に日程の順序につきましては、お手元に御配付された日程表のとおりと決定いたしました。次に新たに提出されました議案等の取り扱いでございますが、日程第十四から日程第十七までの市長からの議案三件と諮問一件、また日程第十八の議会側の意見書一件につきましては、慎重審議の上即決願うことといたしました。

また審議の都合上、日程第五から日程第八につきましては、一括審議することにいたしました。

次に全員協議会でございますが、理事者からの開催申し入れがありますので、本会議終了後に開催することといたしました。

以上でございますが、本定例会の最終日でございますので、本日の会議が円滑に運営されますようお願いを申し上げます、御報告いたします。

○議長（赤星行人君） ただいま委員長から報告されたとおり本日の議事を進めますので、よろしく願いをいたします。

○議長（赤星行人君） これより日程に入ります。

日程第一、議案第四十九号、福生市の休日定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第四十九号、福生市の休日定める条例の一部を改正する条例について、委員会における審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、他市の状況はどのような状況であるか、市民サービスの低下防止対策はどの質疑に対し、理事者より、六月八日現在では都下二十七市中、七月一日から八月一日に、規則に委任している三市を含め、二十一市が施行日を定め、九月定例会実施が四市、未定が二市で、市民サービスの低下防止の方法としては、八月一日に向け間違いのないよう努力していきたいとの答弁がありました。

委員より、ことし実施しようとしている夏季休暇は何日か。また現在の夏季休暇の扱いは今後どうするかとの質疑に対し、理事者より、福利厚生休暇という形で長い歴史を持っており、現在八日と七夕期間中従事する関係を含めて、八・五日の職免という形である。現在二十七市のはとんどが、夏季休暇について

は職免の形で昨年に準じた形で付与している。ただ昨年の人事院勧告の中で、国が特別休暇として三日の形で法律化された。また東京都もことしは五日の形で職免をしている。したがって、当面東京都の程度をもって条例化に向け考えたいとの答弁に対し、委員より、当市においても国家公務員、都の職員に準じた方法でやられるようにとの要望が述べられた。他の委員より、ただいまの答弁で、市民サービスへの対応については八月一日までに最大限の努力をするというが、具体的に伺いたい。また当市の年間の休日日数と年間労働時間について、夏季休暇八日の取得割合、及び休暇はどの程度の割合で取得しているか。名札の関係について市民サービスへの観点からも、厳しい指導をすべきと思うが、いかがかとの質疑があり、理事者より、市民サービスの関係はやっていけるところから取り組んでいくことを前提に、住民票や税の証明の交付について、電話予約の方法にして、週二回程度、うち一日は土曜日に交付を検討しており、また郵送方式については、現行の郵送による交付方式に加えて、特定郵便局等に申請用紙、郵便封筒等用意しておき、交付する方式等、九月に向け実施できるよう検討している。

また住民票等の自動交付機の設置による方式については、今後の課題として取り組んでいきたい。平成四年度は閏年で、三百六十六日であり、年末年始、祝日、土曜・日曜日、年次休暇、夏季休暇を加算すると、年間労働日数は二百十六日、勤務時間等は年休等をすべて取ると、千七百二十八時間で、当面政府が目標とする一千八百時間には十分到達する。年間休日是一人当たり平均十五日を取得しており、夏期休暇については一人当たり平均七・九日ぐらいである。名札については、再三議会側から御指摘をいただいているが、努力の至らない点を大変申しわけなく思っており、今後さらに厳しく指導を行いたいとの答弁がなされました。

委員より、夏季休暇の条例化に理事者側が手間取るようであれば、議員提案でやりたい。また名札の件だが、市役所の現況では職員、パート、来庁者の区別がつかないとの声が市民から多数寄せられているが、行政のサービス向上を求める市民要望である名札の着用は、いつになったらできるか、むしろ期日を指定するぐらいの対応を組合側に求めるべきではないかとの質疑があり、理事者より、職員組合との団体交渉の都度、名札の着用を要望しているが、職務命令的に出していないことが最大の理由になるかと思う。

職員の倫理感、公務員の倫理感を基調に名札着用の励行について、新たな認識を持って積極的に努力していききたいとの答弁がありました。

委員より、平成三年度の超過勤務時間と超過勤務手当の総額について、週休五日制となり、勤務日数が減少するが、職員の給料は増減するか。完全週休二日制による労働単価の上昇により、超過勤務も上昇すると思うがどうかとの質疑に対し、理事者より、平成三年度の年間超過勤務時間は四万七千八百十時間で、一人当たり百十九時間、年間超過勤務手当額は、九千二百二十七万一千四百十円で、職員一人当たり二十三万三百円、一時間当たり千九百三十四円で、前年度比較では七千七百五十六円の増加である。土曜日が完全週休になると、超過勤務は机上計算では総額四百五十万円程度、一人当たり一万一千円程度増額すると思うが、一層努力して、机上計算を下回るよう努力していくことが必要と思うとの答弁がありました。また委員より、隔週二日週休制度の導入時の市民サービスへの問題点を踏まえて、市民の理解を得るためには広報等を通じて、一層のPRを徹底する必要があると思うがどうかとの質疑があり、理事者より、ごもっともな御指摘で、前回の導入時には大変御迷惑をおかけしたが、今回は広報等を通じて市民への一層の周知徹底を図り、市民サービスの低下を防ぎ、サービスの向上を図りたいとの答弁がありました。その後お諮りいたしましたところ、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定した次第です。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。
これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第四十九号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第二、議案第五十六号、福生市職員の育児休業等に関する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第五十六号、福生市職員の育児休業等に関する条例について、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、実面で特殊技能や能力を持った職員が、育児休業を取った場合の対応について、どのように考えているかとの質疑があり、理事者より、法の趣旨からいって、臨時的に任用できるので、そういう職種の者が出た場合は、最大限努力して雇用に努めていきたいとの答弁があり、この答弁に対し、特殊能力、技術職の人となると、あすからすぐパートに来てくれとはいかないと思う。特別な資格保持者については、複数体制で臨んでいかなければ、現実対応ができなくなる恐れが生ずる。これは即市民サービスの低下につながるので、この点を要望しておきたいとの要望がありました。

委員より、第二条の育児休業ができない職員の中で、六項の当該の親が常態として養育することができない場合における当該職員とは、だれがどのような基準で認定するのかとの質疑に対し、理事者より、男女雇用均等法の中で、育児休業については労働省の方で制度を事業主に努力するよう課しており、市としては任命権者である市長、教育委員会となり、実務上は職員課で一定の条件調査、その他について行い、

任命権者の名において認定する形となり、基準については従来から客観的なものをもって対応しているとの答弁がありました。

委員より、部分休業について、職員が保育園に保育をお願いしている例と、その場合の保育の関係はどうなるかとの質疑に対して、理事者より、育児休業は、期間的に一日を全部取る制度で、それとは別に部分休として一日を勤務する中で一定の時間、朝早くか、終わりとという形で取る形の制度が新たにできたものであり、一歳の誕生日の前日に終わる制度である。保育との関係では、現在女子職員一名が対象となっており、あくまで申請主義で、本人が選択の中で休業を取るか、休業を取らずに保育園で養育するかを選択することができるとの答弁があり、委員より、休業に基づく職員は、生活面で保障されていると思う。市民の中では、ゼロ歳未満児を抱えて働いている方々が非常に多く、保育園に入れず大変な思いをされている。市民の立場を考えたときに、できるだけ職員の方は遠慮願うようぜひ一考願いたいという要望がなされました。

委員より、従来の条例の十条の二の育児休業と、今回の休業法との関係について、本条例の提案に際して、職員組合と話し合いがなされたか。育児休業の取り方は、誕生日前までを取ることや、事情により二カ月とか三カ月という取り方ができるか。再度の延長の取り方について伺いたいとの質疑があり、理事者から、従来は福生市の育児休業制度であり、今回は育児休業法ですべて地方公務員の職員について、同一的な取り扱いをすることと、従来の市の制度では女子職員が対象であったが、今回は男女を問わずとなっていること。従来の育児休業では、育児休業給として共済組合の掛金相当額を一般事務職にも支給していたが、今回は保母、教員、看護婦など、法律に基づく職種のみ育児休業給の支給が当分の間できることになった。職員組合との関係は交渉を持っており、了解を得ている。育児休業の取り方は、取る期間の一カ月前に本人から市長に承認請求するが、二カ月、三カ月取る方も、一歳まで目いっぱい取る方もあった。再度の延長の関係は期限が切れた後でも、特別な事情があれば一歳になるまでの間であれば再度取れるとの答弁がなされました。その後お諮りしましたところ、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告といたします。

○議長（赤星行人君） 以上で報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十六号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十六号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（赤星行人君） 日程第三、議案第五十号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長 須釜亮次君登壇）

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第五十号、福生市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

まず理事者より説明を受けた後に、質疑に入りました。

委員より、前回第二、第四土曜日が休みとなったときに、相当数の市民が休みを知らずに訪れ、だんだ

本四案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長(須釜亮次君) 再び御指名をいただきまして、議案第五十二号、福生市民会館条例の一部を改正する条例、議案第五十三号、福生市公民館条例の一部を改正する条例、議案第五十四号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例、議案第五十五号、福生市体育館条例の一部を改正する条例、以上の四案については、一括審査いたしましたので、委員会における審査報告を行わせていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず理事者より説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正と福祉会館との絡みはどうなるかとの質疑に対し、理事者より、福祉会館は閉館を火曜日として残しておき、月曜日閉館の公民館活動や、市民会館活動の一部を救っていくもので、今後その経過を見て判断していきたい。他の社会教育施設のプール、テニスコート、野球場、福祉で管理しているゲートボール場等は全施設休みなく開館しているので、取りあえず社会教育機関については月曜日を休館として進めていきたいとの答弁がありました。

委員より、四十八年ごろから火曜日休館をやってきたことを、月曜日を休館とするわけだが、実際にアンケートをとって、市民からの要望は何件あったか。また休館日を火曜日から月曜日とするメリットを具体的に伺いたいとの質疑があり、理事者より、例として図書館においては、他市はほとんどが月曜日休館であり、火曜日に会議が集中し、また週休二日制の実施も絡み、月曜日は休み、火曜日以降にいろいろな活動をしたという意見もあり、提案したものである。これは社会教育委員、体育指導委員、公民館運営審議会、教育委員長、体育協会や、文化連盟等の代表の方々に、内々には相談している。アンケートの件は、熊川体育館で利用の目的、内容的には講習会、教室その他を含めて、希望とか、スポーツ活動に参加しやすい曜日と時間等の内容でアンケート調査を実施した中で、月曜日の利用が低いという状況があった等の答弁がありました。

委員より、福祉の関係の田園会館は、地域会館と児童会館を兼ねている。また地域会館と図書館を兼ねているわがきり会館、わかたけ会館の休館日はどうなるのかとの質疑に対し、理事者より、地域会館には社会教育施設と、児童厚生施設、その他の施設があり、今回は地域会館の学童保育を担当する児童・厚生施設を変更せずに、日曜日を休館日としておき、地域会館としての集会所とか、図書館、公民館、分館等の社会教育施設については、従前の火曜日休館を、月曜日休館に改めようとするものである旨の答弁があり、その後お諮りして、以上の四案について個別に採決した結果、全案異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定賜りますようお願い申し上げまして、審査報告といたします。

○議長(赤星行人君) 以上で報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 以上で質疑を終わります。

これより本四案について個別に採決いたします。

まず議案第五十二号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(赤星行人君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて議案第五十三号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第五十三号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて議案第五十四号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。
お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）御異議なしと認めます。よって議案第五十四号は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて議案第五十五号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

○議長（赤星行人君）　御異議なしと認めます。よって議案第五十五号は、委員長の報告のとおり可決されました。

[illegible]

○議長（赤星行人君） 日程第九、議案第五十八号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については総務及び建設の両常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。

まず、総務委員長、須釜亮次君。

(総務委員長 須釜亮次君登壇)

○総務委員長（須釜亮次君） 御指名をいただきましたので、議案第五十八号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第一号）のうち、総務委員会所管分について、委員会における審査報告を行います。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

最初に理事者より、歳入全般及び地方債について説明を受けた後、質疑に入りました。

委員よりこの補正予算では、国の補助金が減って、起債がふえている。補助金の見直しというが、見直

地方自治体間の財政力格差の是正を全面に出した報告書が提出され、この報告書に基づき、国からの指示

かなされている。これは公立学校施設の大規模改造事業補助について、地方の主體的な取り組みを尊重す

従前どおり国庫補助対象とするけれども、部分的な改造事業については、行財政力指数一以下の自治

体は地方債等により、財源措置で対応させることになり、義務教育事業債の充当率、七五％以内を認め、

対し、委員より、結局行革の関係での国庫負担の軽減とも今回の二小と五小については、建築後何年経過

しているか。また今後の方向はどうかとの質疑に対し、理事者より、第二小学校は建築後十九年、第五小

市としては、従来の建物を少しずつ内装改良を行っており、現在の十校に対して、全面改築というのは今

の段階では考えられないと思うとの答弁がありました。

その後歳出について理事者より説明を受けた後に質疑に入りましたが、質疑なく、お諮りしましたとこ

ら、全員異議なく原案のとおり可決することに決定した次第であります。

何とぞ、当委員長報告のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。審査報告といたします。

○議長（赤星人君） 次に、建設委員長、浜中輝夫君。

（建設委員長 浜中輝夫君登壇）

○建設委員長（浜中輝夫君） 御指名がございましたので、議案第五十八号、平成四年度福生市一般会計補正予算（第一号）歳出予算のうち、建設委員会所管分について審査報告をさせていただきます。
なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

理事者の説明後、質疑に入りました。委員より、今回家庭菜園が八十一区画新設されるということだが、合計で何区画ぐらいあるのか。理事者より、四園で、合計四百六区画になる予定である。委員より、今回新設される家庭菜園のPR方法と、申し込み予想について伺いたい。理事者より、PRであるが、七月一日号の広報ふっさに掲載予定を考えている。また申込者数については、かなりの申し込みを予想しているが、多数の場合については抽選で決定させていただくことを考えている。委員より、青梅線の立体交差を上がった角のところ等が返還されたが、そのかわりとして、以前借りていた人が、今回の新設の場所に優先して借りられるのか。理事者より、三月末で二園返還したわけだけだが、以前に借りていた人が廃園せざる得なくなったわけだが、この人たちが今度優先ということとは、特に考えていない。広報ふっさで募集し、多数の場合は抽選という形で取らせていただく考えである。

委員より、家庭菜園と生産緑地等はどういう兼ね合いになるのか。理事者より、個人で家庭菜園を経営するということであれば、生産緑地にも申請できるとのことである。今回については、生産緑地を申請していない土地であるが、生産緑地の指定をしても、市民農園としての利用はできるとのこと、してもしなくてもできるという形になると思うとの答弁後、お諮りしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ、当委員会報告とおり御決定くださいますようお願い申し上げます、審査報告とさせていただきます。以上です。

○議長（赤星人君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長の報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第五十八号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって議案第五十八号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第五十九号、平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

○議長（赤星人君） 日程第十、議案第五十九号、平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（厚生委員長 佐藤慶二君登壇）

○厚生委員長（佐藤慶二君） 御指名をいただきましたので、議案第五十九号、平成四年度福生市老人保健医療特別会計補正予算（第一号）について審査報告をさせていただきます。

なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書）別添参照

委員より、補正を組むときの考え方について、この六月議会で補正をどうして組まなければならないかという理由を聞きたい。理事者より、支払い基金の精算が七月から八月にかけて行われる関係で、どうしても六月議会で補正しないと精算ができないという問題があり、ここでお願ひした。

委員より、対象人員、総額、患者負担、受診率について二十七市ではどうなっているのか。数字がわか